

## 平成24年度ジェネリック医薬品減額通知サービス業務及び重複頻回等 受診者抽出検証業務にかかる質問及び回答

上記業務に関し、寄せられた質問及び回答は下記のとおりです。

Q 1	被保険者の抽出で、『精神疾患・がん治療』と記載がございますが、医科レセプトの病名情報ファイル (REJIMTSY0.csv) を参照し、疾患判断による通知除外者対象者設定を実施する必要があるでしょうか？
A 1	通知の対象としない被保険者を正確に抽出するためにも、実施を要します。

Q 2	被保険者の抽出で、『精神疾患・がん治療』と記載がございますが、ワープロ病名で記載された『肺がん』など、コード化されていない病名に対しても除外対象とする必要があるでしょうか。
A 2	Q 1と同様の理由で、ワープロ病名もできる限り実際の病名の把握に努め、除外対象としていただきたいと考えます。

Q 3	被保険者の抽出で、『精神疾患・がん治療』と記載がございますが、ワープロ病名については、厚労省（診療報酬情報提供サービス）等の傷病名マスターに登録されている傷病名称にワープロ病名を当てはめて、対象となる傷病名コードに変換しますが、変換できない略語（肺癌であれば「LK」など）も傷病名コードに変換することが必要ですか？
A 3	傷病名コードに変換できない略語もできる限り傷病名コードに変換し、除外対象者の把握に努めていただきたいと考えます。